

令和6年度第3回岩手県子ども・子育て会議支援計画部会

日時： 令和7年2月6日（木）14:00～15:00

場所： トーサイクラシックホール岩手 第1会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

次期「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画」最終案について

3 その他の事項

4 閉 会

令和6年度第3回岩手県子ども・子育て会議支援計画部会 出席者名簿

区分	分野	所属団体	職名	氏名	備考
子どもの保護者	幼稚園保護者	岩手県私立幼稚園・認定こども園PTA連合会	会長	元居 桂子	
子ども・ 子育て支援 事業者	保育	日本保育協会岩手県支部	支部長	芳賀 カンナ	
	教育	岩手県私立幼稚園・認定こども園連合会	会長	今西 界雄	
	健全育成	岩手県学童保育連絡協議会	事務局次長	橋本 有紀	
学識経験者	大学	岩手県立大学社会福祉学部	副学長	高橋 聰	
その他知事が 必要と認めるもの	行政	花巻市健康福祉部こども課	課長	松原 弘明	

【事務局】

部局名	課室名	職名	氏名
保健福祉部	子ども子育て支援室	室長	前川 貴美子
		子育て支援担当課長	才川 拓美
		主任主査	目時 麻由

【関係室課】

部局名	課室名	職名	氏名
ふるさと振興部	学事振興課	主事	佐藤 智哉
保健福祉部	健康国保課	主査	岡本 正彦
保健福祉部	障がい保健福祉課	主任主査	内藤 和宏
教育委員会事務局	学校教育室	主任指導主事	吉田 澄江

資料No.1

■ 第2回支援計画部会における意見等への対応状況

該当項目	発言要旨	対応状況
6 実施者・従事者の確保及び資質向上		
	<p>教育・保育従事者の給与が首都圏と大きく差があり、人材確保が困難であることから、具体策をしっかりと立てていただきたい。</p> <p>子育て支援員や放課後児童支援員について、多くの方が資格を取得できるよう、支援をお願いしたい。</p> <p>教育・保育現場の仕事内容が分からぬいため、選んでもらえないということがないよう、教育・保育の仕事に魅力を感じてもらえるように発信していく場があればいいのではないか。</p> <p>教育・保育の仕事がいい仕事だということだけにとどまらず、やりがいのある仕事だということをしっかりと伝えていかなければならないが、行政の方からも学生に伝わるような方策を考えていきたい。</p> <p>教育・保育業界は、人数的な規模は小さくなるかもしれないが、これからもずっと必要とされるものであり、内容の充実も求められていることから、教育・保育に関心がある学生が将来性がないと判断し、教育・保育の仕事に就くことを諦めることがないよう、考えていく必要がある。</p>	国への要望について、計画案に盛り込みます。 多くの方が資格を取得できるよう、本計画に基づき、研修を実施します。 計画案に盛り込みます。 計画案に盛り込みます。 計画案に盛り込みます。

意見検討結果一覧表

(案名：岩手県子ども・子育て支援事業支援計画（2025～2029）【素案】への御意見について)

番号	意見	類似意見 件数（件）	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
1	<p>全体</p> <p>子ども・子育て支援法において、「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいいます。しかし、全体を通じて、小学生以下の子どもたちや保護者を対象としているように伺え、子どもの範囲が狭いのではないかと考えます。こども基本法ができることにより、子どもの権利を大切にし、こともと共に社会を形成することを推し進めていると認識しています。</p> <p>10代の子どもに関しても、年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見をいえること、社会のさまざまな活動に参加できる体制を作ること（子どもアドボカシー制度など）、また、すべての子どもたちが学び育つ権利をまるために、県の部門別計画にあることとは思いますが、本計画においても学校だけでの、多様な遊び場や居場所を整備することも追記いただきたいです。</p>	4	<p>本計画は、本県の都道府県こども計画として位置づけられる「いわてこどもプラン（令和7年3月策定予定）」をマスターplanとし、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定める個別計画です。</p> <p>子どもの意見につきましては、「いわてこどもプラン」に基づき、すべての年代のこどもや若者、子育て当事者が、安全・安心な環境のもと、意見を述べることができる場や機会をつくり、その意見を施策に反映させ、発信していきます。</p> <p>また、多様な遊び場や居場所についても、「いわてこどもプラン」に基づき、市町村と連携した遊び場を整備促進していくほか、子ども食堂等の子どもの居場所づくりを行う民間団体等を支援していきます。</p>	D (参考)
2	今回の計画では未就学児から児童の範囲しかなかったが、18歳までの支援についての言及が見えなかつたので、ぜひ生徒までの範囲を計画に入れてほしい。子どもの声を聞く、一緒に参画していくということであれば、聞きたい声がそこにあると思います。		<p>本計画は、本県の都道府県こども計画として位置づけられる「いわてこどもプラン（令和7年3月策定予定）」をマスターplanとし、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定める個別計画です。</p> <p>子どもの意見につきましては、「いわてこどもプラン」に基づき、すべての年代のこどもや若者、子育て当事者が、安全・安心な環境のもと、意見を述べができる場や機会をつくり、その意見を施策に反映させ、発信していきます。</p>	D (参考)
3	<p>3 放課後児童対策の推進 (3) 福祉部局と教育委員会の連携</p> <p>公的な機関だけでなく、民間の運営する居場所も含めての連携も重要だと思います。公営では行き届かない層の子どもの居場所づくりを行っている民間団体への支援、行政との連携が子どもたちにとって大切なのではないかと感じます。</p>	1	<p>本計画は、県の都道府県こども計画として位置づけられる「いわてこどもプラン（令和7年3月策定予定）」をマスターplanとし、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定める個別計画です。</p> <p>子ども食堂等の子どもの居場所づくりを行う民間団体等については、「いわてこどもプラン」に基づき、支援していきます。</p>	D (参考)

意見検討結果一覧表

(案名：岩手県子ども・子育て支援事業支援計画（2025～2029）【素案】への御意見について)

番号	意見	類似意見 件数（件）	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
4	「保健福祉部と教育委員会が連携」「公的な放課後の居場所づくりを推進」に関して、具体的などのようなことを検討しているか分かりませんでした。具体的な推進方法や連携図、推進のために取り組んでいることなどを記載してもらいたいです		<p>県子ども子育て支援室及び県教育委員会事務局生涯学習文化財課では、「放課後の子どもの居場所に係る県の推進方針（2024～2028）」を別途策定しており、原則として県内すべての小学校区において、放課後児童クラブ、放課後子供教室、児童館等の公的な放課後の居場所を設置することを目指すとともに、事業内容の一層の充実に向けた取組を推進していきます。</p> <p>同方針においては、以下の3点を推進の重点としており、具体的な推進方法は毎年度協議することとしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 放課後子供教室、放課後児童クラブ等の放課後の居場所づくりを推進する (2) 希望する全ての児童を対象とすることから、特別な配慮を必要とする子どもに対する関係者の対応力を一層高めることに取り組む (3) 豊かな体験活動の充実を図る 	D (参考)
5	<p>6 実施者・従事者の確保及び資質向上 (1) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保</p>		<p>保育士については、処遇の抜本的な改善を図るため、国の令和6年度補正予算において、過去最大の改定率となる10.7%の人員費引き上げが行われることになったところであります、県においても適切に対応していきます。</p> <p>保育士等キャリアアップ研修は、処遇改善等加算Ⅱの修了要件である研修のひとつです。令和5年6月7日付けこども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（最終改正：令和6年4月12日）において、賃金の改善額は下記のとおり示されておりますが、個々の保育士等の賃金改善額については、各事業所に御確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・副主任保育士等 原則として月4万円。ただし、月額4万円の改善を行う者を1人確保したうえで、それ以外の副主任保育士等について月額5千円以上4万円未満の改善額とすることができる。 ・職務分野別リーダー等 原則として月額5千円。ただし、副主任保育士等において月額4万円の改善を行う者を1人確保した場合には、月額5千円以上4万円未満の改善額とすることができる。 <p>県では、幼児教育・保育の質向上し、不適切な保育等を防ぐため、更なる保育士の配置基準の改善や職員の処遇改善を図るとともに、保育士確保施策を講じるよう、引き続き、国に要望していきます。</p>	D (参考)

意見検討結果一覧表

(案名：岩手県子ども・子育て支援事業支援計画（2025～2029）【素案】への御意見について)

番号	意見	類似意見 件数（件）	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
6	(2) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込数 (2) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込数 結論、(2)の記載背景、意図が分からず、(1)では、保育士を増やそう、という趣旨の内容と見受けられたが、(2)の見込みではR7からR11に向けて保育士は減少している。現状の見込みを記載しているのであれば、別途項目でも見込み数は記載すべきなのではないか、と感じた。		(1) においては、市町村がニーズに応じて特定教育・保育及び特定地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業を実施するために必要な従事者を確保するという趣旨であり、従事者の数を増やしていくことを目指すものではありません。 よって、(2)において、保育教諭・保育士の見込数が減少しているのは、ニーズの減少に伴うものです。	F (その他)
7	7 専門的な知識・技術を要する支援 (5) 障がい児施策の充実等 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点はとても重要だと思います。引き続き重要視していただきたいです。	1	地域共生社会の実現・推進の観点から、年少期からのインクルージョンを推進し、障がいの有無に関わらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれの子どもが互いに学び合う経験を持てるようにしていく必要があります。 令和6年度から8年度にかけて取り組んでいく、第3期障害児福祉計画においては、障がいのある子どもや家族支援のほか、保育所や学校等と連携して発達支援を行うことで、地域におけるインクルーシブな子育て支援を推進する機能を持つ児童福祉施設「児童発達支援センター」が市町村が中心となって、障害保健福祉圏域に1か所以上設置されるよう促すこととしています。	D (参考)
8	障がいを持っている子供など、ケアが必要な子どもへの取組はもちろん重要ですが、障がい時の兄弟や里親家庭の実施、ヤングケアラーなど、目に見えにくいことのケアも行ってほしいです。 例えば、児童相談所やスクールカウンセラーとの定期的なやりとりなど家庭から離れた第三者が子供の相談役となることや、潜在的にケアが必要そうな子供（ここでいう障がい児、里親家庭の実施、ヤングケアラーなど）の様子を見落とさないための専門家から学校教員やPTAなどへの研修などといったケアを行っていただきたいです。	2	ヤングケラーなど困難な状況に置かれている子どもについては、本計画のマスタープランである「いわてこどもプラン（令和7年3月策定予定）」に基づき、困難な状況に置かれている子どもに気付き、支援に繋げるための取組を推進していきます。	D (参考)

意見検討結果一覧表

(案名：岩手県子ども・子育て支援事業支援計画（2025～2029）【素案】への御意見について)

番号	意見	類似意見 件数（件）	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況	
9	NPOとして、子ども若者の居場所を運営しており、障がいを持っている10代の困りごとを行政に相談しにくいことがあります。 しかし、「岩手県障がい者自立支援協議会療育支援部会及び岩手県立療育支援センター」「地域自立支援協議会療育関係部会」の存在をこれまで知りませんでした。「障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点から」県民への情報発信に力を入れてもらいたいです。	1	県では、障がいのある子どもの成長を支え、御指摘のように地域社会への参加と包容を推進していくため、外部の機関とも協力しながら、情報発信に努めています。 例えば発達障がいのある方やその御家族、支援者に対して、子どもから大人までの幅広い年齢を対象に、必要な情報を提供する「発達障がい支援情報」をホームページで発信しています。 (https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/shougai/kokoro/1004083.html) また、療育センターに関することを含め制作した「いわてこども発達支援サポートブック」も上記ホームページのリンクから確認いただくことができます。 なお、SNSを利用した県政広報においてもこうした情報を発信しています。	D (参考)	
10	具体的推進方策 指標	気仙郡では、児童発達支援センターの開設が遅れてしまっています。医療的ケア児を持つ家庭は転出を余儀なくされるという話も聞こえています。ぜひ、県全体の目標の中でも沿岸南部の地域を始め、医療福祉体制が整っていないエリアにも注力してほしいです。	1	令和6年度から8年度にかけて取り組んでいく、第3期障害児福祉計画においては、障がいのある子どもや家族支援のほか、保育所や学校等と連携して発達支援を行う児童福祉施設「児童発達支援センター」が市町村が中心となって、障害保健福祉圏域に1か所以上設置されるよう促すこととしています。 気仙圏域では、センターの設置の取組は進んでいませんが、令和8年度までにセンターと同等の機能を整備していく旨、各関係市町から聞いているところです。今後も地域における議論の状況に応じた情報提供を行うなど、センターの設置を働きかけていきます。	D (参考)
11		気仙3市町では福祉型児童発達支援センターの開設が遅れている現状があります。利用したいと思っていても希望日数に制限がかかることも今後は検討されていることを知りました。当事者の保護者として、沿岸部のエリアでもサービスが拡充されていくことを望みます。		児童福祉法においては、障がい児への福祉サービスの提供主体は市町村とされており、各市町村で障害児福祉計画にサービス見込み量及びサービス確保のための方策を盛り込み、取組を進めています。 県では、有資格者の配置が必要なサービスに係る研修の実施や、国の支援を活用して物価高騰に係る支援金を支給するなど、サービスの確保や運営の維持に対する支援を行っています。	D (参考)
12		里親の登録は、婚姻届を出した際に周知をしてもよいと思います。夫婦にとって考えるきっかけになると思います。 また、マッチング数を目標に入れるべきだと思いま	1	里親委託率については、「社会的養育推進計画（2020～2029）」に目標値を掲げており、同計画に基づき、今後の施策を推進していきます。 なお、本計画では、「いわて県民計画（2019～2029）」第2期政策推進プランにおいて設定している指標により評価を行うこととしており、具体的推進方策指標は、本計画と特に関連する指標を記載しています。	D (参考)

意見検討結果一覧表

(案名：岩手県子ども・子育て支援事業支援計画（2025～2029）【素案】への御意見について)

番号	意見	類似意見件数（件）	検討結果（県の考え方）	決定への反映状況
13	食堂への支援、とても大切だと思います。 スタッフの方々が、昼過ぎから仕事を休んで活動するわけですが、子どもの居場所を持续的に確保するためには、人件費にも充当できる補助も検討していただきたいです。	1	子ども食堂への支援については、本計画のマスタープランである「いわてこどもプラン（令和7年3月策定予定）」に基づき、子どもの居場所づくりの取組拡大を図るため、子ども食堂の開設・運営に関する支援に取り組んでいきます。	D (参考)
14	指標において、「子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り組む市町村数」とありますが、1つの市町村でも広域です。しかも、子どもは自力で移動できる範囲が限られています。そのうえで1自治体に1つあればいいという指標は低いと思います。また、どんなことができる居場所なのか。そこにどんな人がいるといいのかなど質を問うことも大切だと思います。		この指標は、全市町村で子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り組むことを目指すものであり、子ども食堂の箇所数を示すものではありません。 県では、御意見をいただいた通り、より身近な地域において子どもの居場所を確保することが望ましいと考えており、本計画のマスタープランである「いわてこどもプラン（令和7年3月策定予定）」に基づき、まずは、全市町村での実施を目指しつつ、子どもの居場所づくりの取組拡大を図るため、子ども食堂の開設・運営に関する支援に取り組んでいきます。	D (参考)
15	県全体で各項目の目標があるのは大事だと思うのですが、エリアごとに目標を細分化して示してほしいです。	1	各市町村が「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定予定であり、同計画に基づき、各地域の実情に応じて、取組を推進していきます。	C (趣旨同一)

備考 1 「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するときに当該類似の意見の件数の記入に用いるものとし、それ以外のときは削除するものとします。

2 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区分	内容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）

3 意見（類似の意見をまとめたものを含む。）数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。

4 計画等の案の項目区分に応じて適宜表を分割して差し支えありません。

岩手県子ども・子育て支援事業支援計画最終案 新旧対照表

資料No. 3

項目	中間案	最終案	見直しの理由
6 実施者・従事者の確保及び資質向上			
(特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上)			
(1) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保		<p>・ 教育・保育の仕事を志す人材を育成するため、「岩手県教育振興計画」に基づき、キャリア教育等を推進する過程において、市町村や特定教育・保育施設、関係団体等と連携を図るとともに、指定保育士養成施設と連携し、卒業生の県内の教育・保育施設就職率の向上に努めます。</p> <p>・ 幼児教育・保育や放課後児童対策の充実を図るため、保育士や幼稚園教諭、放課後児童支援員等の待遇改善を図るとともに、現場の魅力発信等を行い、人材確保を進めるよう、国に要望していきます。</p>	第2回支援計画部会における意見に 対応する追記 第2回支援計画部会における意見に 対応する追記

岩手県子ども・子育て支援事業支援計画
最終案
(2025～2029)

令和 年 月

岩 手 県

目 次

計画策定の趣旨	1
1 区域の設定	1
2 各年度の教育・保育の量の見込みと提供体制、実施時期	2
3 放課後児童対策の推進	2
4 認定こども園の普及	3
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	5
6 実施者・従事者の確保及び資質向上	6
7 専門的な知識・技術を要する支援	7
8 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整	9
9 教育・保育情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表	9
10 職業生活と家庭生活の両立	9
11 計画期間	10
12 計画の点検及び評価	10
別表 1－1 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期（県全域）	13
別表 1－2 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期（各区域）	14
別表 2 放課後児童クラブの量の見込み並びに提供体制の確保の内容	47
別表 3 設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期	56

計画策定の趣旨

岩手県子ども・子育て支援事業支援計画は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第62条第1項の規定により策定する都道府県計画です。

本計画では、国が定める「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定めるものです。

本計画の策定に当たっては、いわての子どもを健やかに育む条例（平成27年岩手県条例第30号）第3条の基本理念を基本的な考え方とします。

1 区域の設定

(1) 設定区域の趣旨

区域は、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位をいいます。

(2) 設定区域の内容

県が定める区域は、市町村単位を1区域とします。したがって、全体で33区域となります。

(3) 設定区域の状況（区域名）

盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市
陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、零石町、葛巻町
岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町
山田町、岩泉町、田野畠村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町

2 各年度の教育・保育の量の見込みと提供体制、実施時期

(各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期)

(1) 各年度における教育・保育の量の見込み

- ・ 各年度における県全域及び設定区域ごとの教育・保育の量の見込みは、別表 1－1 及び別表 1－2 の「量の見込」欄のとおりとします。
- ・ 幼稚園又は保育所から認定こども園に移行する場合にあっては、制度の目的である認定こども園の普及の観点から、既に確保対策が量の見込を上回っている場合にも、原則として認可を行う方針とします。

(2) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

県全域及び設定区域ごとの教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期は、別表 1－1 及び別表 1－2 の「確保の内容」欄のとおりとします。

3 放課後児童対策の推進

(放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期)

(1) 各年度における放課後児童健全育成事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

各年度における県全域及び設定区域ごとの放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期は、別表 2 のとおりとします。

(2) 待機児童解消に向けた具体的な方策

放課後児童クラブの施設整備を支援するとともに、放課後児童支援員の確保を図るため認定資格研修の実施に取り組みます。

(3) 福祉部局と教育委員会の連携

小学校・義務教育学校区内における放課後の子どもの安全・安心な居場所を確保するため、保健福祉部と教育委員会が連携し、放課後児童クラブや放課後子供教室、児童館等の公的な放課後の居場所づくりを推進します。

4 認定こども園の普及

(子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容)

(1) 県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期

県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期は、別表3のとおりとします。

(2) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の事情に応じた認定こども園の普及に係る基本的考え方

- ・ 認定こども園は幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であるという特徴を踏まえ、幼稚園、保育所及び保護者への情報提供等を通じその普及を図ります。
- ・ 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行を希望する施設に対し、移行手続き等の情報提供やきめ細かな相談に対応するとともに、国の補助金等を最大限活用しながら必要な財政措置を講じ、より多くの施設の設置に向けて取り組みます。
- ・ 中でも、幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設としての一の認可の仕組みとした制度改正の趣旨を踏まえ、その普及に取り組みます。

(3) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等

本県においては、これまで園長等運営管理協議会等、幼稚園と保育所の合同研修を実施してきているところですが、今後においても認定こども園を普及していくことを踏まえ、幼稚園教諭と保育士の合同研修の重要性が高まることから、その充実に努めます。

(4) 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

ア 基本的考え方

- ・ 乳幼児期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいことから、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を安定的に提供し、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要です。
- ・ 地域子ども・子育て支援事業（放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、病児保育事業、産後ケア事業等）は、子どもの健やかな成長のために、子ども・子育て家庭を対象に、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って市町村が実施する事業であり、住民のニーズに応じた適切な事業が実施されることが必要です。

イ 推進方策

- ・ 各々の子どもや子育て環境の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業の量的拡充と質的改善を推進していきます。
- ・ 質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であることから、研修等によりその専門性の向上を図っていきます。併せて、幼児教育アドバイザーの養成や幼児教育センターを中心とした幼児教育推進体制の強化、施設整備等の良質な環境の確保に向けた関係機関との連携に努めます。
- ・ 特定教育・保育施設及び放課後児童クラブが感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画について、市町村を通じた情報提供等により策定を支援します。
- ・ 特定教育・保育施設及び放課後児童クラブにおける子どもの安全を確保するため、保育士等による虐待や児童生徒性暴力等の不適切な保育や、事故を防止するため、指導監査や研修の実施等により、市町村と連携して安全管理の徹底を図ります。

(5) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

ア 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携の推進方策

- ・ 質の高い教育・保育及び地域型保育事業を実施するためには、事業者同士が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めて行く必要があります。

ます。

- ・ 教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担い、小規模保育等の地域型保育事業を担う者及び放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが求められます。
- ・ 地域型保育事業を行う者は、満3歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業を行う者との連携が必要です。
- ・ 県は、市町村の積極的な関与を促進することにより、事業者同士の円滑な連携が図られるよう取り組みます。

イ 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等や放課後児童健全育成事業所との連携の推進方策

- ・ 幼児期の教育に際しては、小学校教育との連携・接続についても、十分配慮することが必要です。また、保育を必要とする子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童クラブを利用できるよう相互に連携を図ることが必要です。
- ・ いわて幼児教育センターによる幼保小の架け橋期のカリキュラムの開発・実施や各種研修会・会議等における好事例の情報共有等を通じ、幼児期の教育・保育と小学校教育の接続を推進します。
- ・ 県は、市町村の積極的な関与を促進することにより、関係機関同士の円滑な連携が図られるよう取り組みます。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

(子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携)

子育てのための施設等利用給付が円滑に行われるよう、市町村が実施する特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等に際し、県が保有する施設等の情報の共有等を通じて、その取組を支援します。

6 実施者・従事者の確保及び資質向上

(特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上)

(1) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保

- ・ 質の高い特定教育・保育等の事業の提供に当たって基本となるのは人材であり、県及び事業者は人材の確保に努めます。
- ・ 「岩手県保育士・保育所支援センター」を保育士確保に関する中心的な実施機関と位置づけ、保育士資格を有しているものの、保育等に従事していない、いわゆる「潜在保育士」の再就職への情報提供、特定教育・保育施設及び放課後児童クラブとのマッチング等を通じ、保育士確保に努めます。
- ・ 保育士資格の新規取得者の確保、潜在保育士の再就職支援を図るため、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金や潜在保育士の再就職のための準備等に必要な費用の貸付を行います。
- ・ 教育・保育の仕事を志す人材を育成するため、「岩手県教育振興計画」に基づき、キャリア教育等を推進する過程において、市町村や特定教育・保育施設、関係団体等と連携を図るとともに、指定保育士養成施設と連携し、卒業生の県内の教育・保育施設就職率の向上に努めます。
- ・ キャリアアップ研修の実施により保育士の処遇改善を支援し、働く魅力を感じ、働き続けたい職場環境の構築を図ります。
- ・ 特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業など多様な子育て支援に従事する子育て支援員の育成に取り組みます。
- ・ 幼保連携型認定こども園に従事する保育教諭については、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有することが必要であることから、令和11年度まで期間が延長された片方の免許又は資格のみを有している者の併有を促進するための特例措置について、対象者に周知を行うなど、その免許又は資格の取得を促進していきます。
- ・ 放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員の確保に向けた資格取得のために必要な研修に取り組みます。
- ・ 幼児教育・保育や放課後児童対策の充実を図るため、保育士や幼稚園教諭、放課後児童支援員等の処遇改善を図るとともに、現場の魅力発信等を行い、人材確保を強力に進めるよう、国に要望していきます。

(2) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込数

(単位：人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
保育教諭・保育士	5,669	5,646	5,573	5,509	5,462
幼稚園教諭	213	210	208	206	204
地域型保育事業従事者	434	436	434	434	429

※ 市町村子ども・子育て支援事業計画における確保方策を踏まえた推計であること。

(3) 資質の向上のために講ずる措置

- ・ 特定教育・保育施設に従事する者の段階に応じた研修を引き続き実施し、資質の向上を図ります。
- ・ 地域子ども・子育て支援事業に従事する者の資質の向上については、放課後児童クラブの従事者等のための研修を引き続き実施するとともに、市町村が実施する研修等の支援を行います。

7 専門的な知識・技術を要する支援

(子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携)

(1) 児童虐待防止対策の充実

すべての子どもが安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、「児童虐待防止アクションプラン」に基づき、市町村の児童家庭相談体制の充実や要保護児童対策地域協議会の機能強化に向けた支援、児童相談所の体制・専門性強化、関係機関との連携に努めるなど、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援体制の充実に向けた取組を推進します。

(2) 社会的養護体制の充実

代替養育を必要とする子どもたちが、適切な支援やケアを受けながら家庭的環境で養育されよう「岩手県社会的養育推進計画」に基づき、子どもの権利擁護、里親委託の推進、児童養護施設等の小規模化や高機能化及び多機能化、施設等から円滑に自立するための社会的養護自立支援の推進、被災遭児孤児の家庭への支援等に取

り組みます。

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭等の親が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できる地域社会の実現を目指し、相談機能や就業支援対策の充実、子育て支援・生活環境の整備、子どもへの支援の充実、養育費確保の促進、経済的支援の充実に向けて、市町村等の関係機関と連携してひとり親家庭の自立支援を推進します。

(4) 子どもの貧困対策の推進

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、子どもたちが自分の将来に希望を持てる社会の実現を目指し、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援、被災児童等に対する支援を、市町村等の関係機関と連携して、総合的に推進します。

(5) 障がい児施策の充実等

- ・ 障がい児やその家族が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、「岩手県障がい児福祉計画」に基づき、障がいの早期発見・早期支援に向けた関係機関の連携や地域支援体制の整備、地域における中核的な支援施設としての児童発達支援センターの設置促進など、相談支援の提供体制の確保を図るとともに、重症心身障がい児や医療的ケア児に対する支援体制の充実を図ります。
- ・ 障がい児の通所支援、在宅支援の体制整備に当たっては、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点から、保育所等訪問支援等の活用など、認定こども園、幼稚園及び保育所や、放課後児童クラブ等の子育て支援施策との連携を図ります。
- ・ 医療的ケア児について、保育所や認定こども園等における受入体制整備や市町村におけるガイドラインの策定にかかる情報提供等を通じて、保育を行う体制の拡充が図られるよう支援します。
- ・ 障がい児に対して、市町村における保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、岩手県障がい者自立支援協議会療育部会及び岩手県立療育センターが地域自立支援協議会療育関係部会との連携を図り、地域療育支援ネットワークの構築と機能の充実を図ります。

8 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

子ども・子育て支援事業計画作成時の調整

- (1) 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たって、市町村の区域を超えた教育・保育等の利用が行われている場合には、教育・保育の量の見込み並びに教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期について、関係市町村と調整を行います。
- (2) 県は、当該市町村間の調整が整わない場合等必要な場合において、地域の実情に応じ、市町村の区域を超えた広域的な見地からの調整を行います。
この調整の方法は、以下のとおりとします。
 - ア 調整を必要とする市町村は、県に調整を求める文書を提出します。
 - イ 県は、要請に基づき関係市町村と協議、調整を行います。

9 教育・保育情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表

県は、子どもの保護者等が適切かつ円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する機会を確保するため、特定教育・保育情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報について、県ホームページや国の子ども・子育て支援情報公表システムを通じ公表します。

10 職業生活と家庭生活の両立

(労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携)

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

- ・ 各種セミナーの開催等により「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の普及啓発に努めます。
- ・ 関係機関と連携し、育児休暇や子どもの看護休暇の取得や、学校行事に参加しやすい職場環境づくりに取り組む企業等の拡充を図るとともに、先進的な取組を実施する企業の表彰、認証等を行います。

- ・ 休暇制度や各種手当などの雇用・労働環境の改善について、岩手労働局と連携し、産業関係団体への要望活動や国の各種助成制度等の普及啓発を行います。

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

- ・ 保育所等の運営費の一部を負担するとともに、適正な保育が実施されるよう必要な指導を行います。
- ・ 保育所等の施設整備を計画的に進めていくとともに、認定こども園に対する制度等の情報提供などにより、施設整備または既存施設の認定こども園への円滑な移行を支援します。
- ・ 3歳未満の待機児童の解消に向け、保育士の確保や地域の実情に応じた地域型保育事業の活用を支援します。
- ・ 保育士の確保については、処遇改善など労働環境の整備を支援するとともに、潜在保育士の再就職等を支援する保育士・保育所支援センターや保育士修学資金貸付等により、人材の確保に努めます。
- ・ 県は放課後児童クラブを始めとする地域子ども・子育て支援事業を支援し、地域の実情に応じて実施する子ども・子育て支援の充実を図ります。

11 計画期間

(岩手県子ども・子育て支援事業支援計画の期間)

本計画の期間は、令和7年度を初年度とし、令和11年度までの5年間とします。

12 計画の点検及び評価

(岩手県子ども・子育て支援事業支援計画の達成状況の点検及び評価)

- ・ 県は、各年度において、子ども・子育て支援事業支援計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）について点検、評価し、その結果を公表します。
- ・ 評価に当たっては、「いわて県民計画（2019～2028）」の第2期アクションプランである、政策推進プラン（計画期間：令和5年度～令和8年度）において設定している指標により実施します。
- ・ 政策推進プランは令和8年度までを計画期間としていることから、次期アクションプランが策定された時点で、指標や目標値等を置き換えることとします。

○ 「いわて県民計画（2019～2028）」政策推進プランにおける指標

1 いわて幸福関連指標

指標名	現状値（R3）	目標値（R8）
待機児童数（4月1日時点）（人）	12	0

※ いわて幸福関連指標のうち、本計画と特に関連の強い政策項目であるⅡ「家族・子育て」に係る1指標を記載。

○ 具体的推進方策指標

施策の具体的推進項目	指標名	現状値	目標値				いわて県民計画 (2019~2028) 政策推進プラン		
			R3	R6	R7	R8	政策分野	政策項目	
3 放課後児童対策の推進									
(2) 待機児童解消に向けた具体的な方策	放課後児童クラブの待機児童数 (5月時点) (人)	142	60	30	0	II 家族・子育て	6		
	放課後子供教室において指導者を配置して「体験活動」を活動している教室の割合 (%)	67.0	80.0	85.0	90.0	II 家族・子育て	7		
4 認定こども園の普及									
(4) 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策	産後ケア事業実施市町村数（他市町村との連携を含む） (市町村) 【累計】	26	33	33	33	II 家族・子育て	6		
	放課後児童クラブの待機児童数 (5月時点) (人) 【再掲】	142	60	30	0				
6 實施者・従事者の確保及び資質向上									
(1) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保	保育士・保育所支援センターマッチング件数(件) 【累計】	114	228	342	456	II 家族・子育て	6		
7 専門的な知識・技術を要する支援									
(1) 児童虐待防止対策の充実	市町村要保護児童対策地域協議会に調整担当者(有資格者)を配置している市町村数(市町村)	30	32	33	33	II 家族・子育て	6		
	里親登録組数(組)	219	237	243	250				
	子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り組む市町村数(市町村)	24	28	30	33				
	生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率(%)	96.6	98.4	99.0	99.5				
	学習支援事業に取り組む市町村数(市町村)	24	28	30	33				
(4) 子どもの貧困対策の推進	子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り組む市町村数(市町村) 【再掲】	24	28	30	33	II 家族・子育て	6		
	児童発達支援センター設置圏域数(圏域数)	3	4	5	6				
	岩手県医療的ケア児支援センターによる支援件数(件数) 【累計】	-	240	360	480				
(5) 障がい児施策の充実等	発達障がい児者地域支援体制整備への助言回数(回数) 【累計】	-	18	27	36	II 家族・子育て	6		
10 職業生活と家庭生活の両立									
(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	いわて子育てにやさしい企業等認証の認証数(事業者) 【累計】	75	335	425	515	II 家族・子育て	6		
	いわて働き方改革推進運動参加事業者数(事業者) 【累計】	680	1,080	1,215	1,350	VI 仕事・収入	31		
(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備	保育士・保育所支援センターマッチング件数(件) 【累計】 【再掲】	114	228	342	456	II 家族・子育て	6		
	放課後児童クラブの待機児童数(5月時点) (人) 【再掲】	142	60	30	0				

※ 具体的推進方策指標のうち、本計画と特に関連する指標を記載。

- 市町村で認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、市町村の定めた量の見込みと大きく乖離するなどにより、市町村が計画を見直した場合にあっては、県はその見直し状況を踏まえ必要な場合には県計画の見直しを行います。

総合計画

いわて県民計画(2019～2028)長期ビジョン

第2期政策推進プラン(2023～2026)

いわてこどもプラン(2025～2029)

- (1) いわての子ども健やかに育む条例に基づく「実施計画」
- (2) こども基本法に基づく「都道府県こども計画」
- (3) 次世代育成支援対策推進法に基づく「都道府県行動計画」
- (4) 子ども若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども若者計画」
- (5) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「都道府県計画」
- (6) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」

こども政策の
マスター
プラン

個別
実施計画

岩手県子ども・子育て支援事業支援計画(2025～2029)

子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する事項を定める「都道府県計画」

[その他関連計画等] ・ 岩手県教育振興計画 ・ 岩手県障がい児福祉計画

岩手県社会的養育推進計画(2020～2029)

児童虐待防止アクションプラン(2021～2025)